

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |   | 頁 | キーワード                                | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)   | 内<br>容   |
|----------|----|-----|---|---|--------------------------------------|----|----------|----------|-----|--|--|
|          | 大  | 中   | 小 |   |                                      |    |          |          |     |  |  |
| (1)      | 1  | -   | - | 4 | ・語句の訂正<br>淀川水系河川整備計画                 |    |          |          | その他 |  | (1) 語句の訂正：<br>「淀川水系流域河川整備基本計画」「淀川水系河川整備計画」<br>(河川法の表現は、河川の整備に関する計画＝河川整備計画)となっています。)  |
| (2)      | 1  | -   | - | 4 | ・自然文化複合体<br>・生態系のアプローチなど<br>による総合的方法 | 前提 |          |          |     |  | (2) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「自然文化複合体」とはどのようなことを意味するのでしょうか？<br>・「生態系のアプローチなどによる総合的方法」とは具体的にどのようなことをイメージされているのでしょうか？   |
| (3)      | 1  | -   | - | 5 | ・平常時においても緊急時<br>ににおいても、したたかに<br>対処   | 前提 |          |          |     |  | (3) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「平常時において、したたかに対処」は、具体的にどのような事象を指されているのでしょうか？具体例があれば、<br>イメージが持てますので教えてください。<br>・(「緊急時にしたたかに対処」は「河川管理者」が考え方を説明した、「人命は失われぬ、家屋等は破壊され<br>ない、ライフライン支障による混乱は生じない」と同じ考えだと理解してよろしいですか？ |
| (4)      | 1  | -   | - | 5 | ・新しい暮らしやそれに<br>関する意識を生み出すのを<br>助ける   | 前提 |          |          |     | P. 16-(30)<br>・現在の利水計画<br>P. 23-(40)<br>・節水行動を導く治水管理<br>P. 27-(54)<br>・地域に根ざした産業の促進                        | (4) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「新しい暮らしやそれに関する意識(ライフスタイル)を生み出すのを助ける」整備計画とは、どのようなイメージ<br>なのか教えてください。<br>・例えば、下記のようなことですか？<br>「河川に求めてもできない、できません」という意思表示をして、そこから意識を変える。<br>ソフト対策：教育、啓発活動 等                       |
| (5)      | 2  | 2-1 | - | 6 | ・洪水の自然調節                             |    | 4-1      |          |     | P. 9-(14)<br>・南郷洗堰の改修に伴い、操作規則が制定、湖岸近くま<br>での土地利用<br>P. 15-(27)<br>・制御し拘束する人工的空間<br>P. 27-(52)<br>・壊滅的被害の回避 | (5) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・洪水の自然調節とは、具体的にどのようなことをイメージされていますか？<br>・現在、瀬田川洗堰の操作により、下流への洪水に対して流量を調節しています。<br>自然調節ではないと認識しています。   |
| (6)      | 2  | 2-1 | - | 6 | ・湖と陸との移行帯                            |    | 4-4      |          |     | P. 9-(15)<br>・川と街・堤内地、湖と陸との連続性の遮断<br>P. 12-(20)<br>・堤頭上<br>P. 30-(62)<br>・湖と陸との移行帯                         | (6) 質問：文書の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「湖と陸との移行帯」について教えてください。<br>「湖と陸との移行帯」とは、どの範囲、沿岸のどの部分を指しているのか教えてください。<br>現在は、「湖岸堤があるところには、移行帯が存在していない。」と思っていますが、共有認識ですか？<br>現在、移行帯が存在していると認識されている場所を教えてください。                     |
| (7)      | 2  | 2-1 | - | 6 | ・物質循環                                |    |          |          | その他 | P. 20-(7)<br>・物質循環   | (7) 質問：文書の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「物質循環」とは、水循環以外にどのようなことを指されているのでしょうか？ 教えてください。<br>物質循環とは具体的に「窒素やリン」と理解をしています。<br>違うようであれば、具体的に教えてください。  |
| (8)      | 2  | 2-1 | - | 7 | ・多様で強力な生態系機能<br>の存在                  | 前提 |          |          |     | P. 19-(35)<br>・予定表   | (8) 質問：文書の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「多様で強力な生態系機能の存在」とは、どのようなことを指すのか教えてください。  |
| (9)      | 2  | 2-1 | - | 7 | ・集約的な農林業の成立                          |    |          |          | その他 |  | (9) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「集約的な農林業の成立」とは、どのようなことでしょうか？ 教えてください。<br>(木地師とは、木地のままの器物を作る職人で、かつては良材を求めて山から山へと渡り歩いてた人と理解<br>しています。)   |
| (10)     | 2  | 2-1 | - | 7 | ・近畿圏の「水がめ」                           |    | 4-1      |          |     |  | (10) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・部会として、琵琶湖を「水がめ」と認識しているのでしょうか？<br>・「水がめ」には利水の概念しかないと考えられるが、琵琶湖には治水、環境など多様な機能があり、ここで特性<br>として「水がめ」と記述するのは何故なのか？ 教えてください。  |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード                          | 前提 | 4章関連 | 5章関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)  | 内容  |
|------|----|-----|-----|----|--------------------------------|----|------|------|-----|---|---|
|      | 大  | 中   | 小   |    |                                |    |      |      |     |   |   |
| (11) | 2  | 2-2 | (1) | 8  | ・環境を無視した治水・利水・利用、それにまつわる制度     | 前提 |      |      |     |   | <p>(11) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br/>                     ・環境面における問題点は、「治水・利水・利用」だけが問題なのでしょうか？<br/>                     これまでの「治水・利水・利用」にあたって、不備があった結果、環境面における問題が発生した事は事実であると認識しています。<br/>                     河川内での対策だけに頼って、流域内での対策が講じられなかった事も大きな要因となって、問題を発生させていることも事実であると考えます。<br/>                     例えば、水質については、河道内の自浄能力の低下は否定しないが、流入する水質が人口の増加などにより、悪化しているのも事実だと考えます。</p>   |
| (12) | 2  | 2-2 | (1) | 8  | ・「糞の河原」化                       |    | 4-2  |      |     |   | <p>(12) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br/>                     ・平常時の流水の欠如による「糞の河原」化とは、具体的にどの様な事象を指されているのでしょうか？具体例があれば、イメージが持てますので教えてください。</p>   |
| (13) | 2  | 2-2 | (1) | 9  | ・北湖底の環境に大きな変化                  |    | 4-1  |      |     | P. 29-(61)<br>・北湖底の環境の悪化  | <p>(13) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br/>                     ・「北湖底の環境に大きな変化」については、情報提供を頂きましたが、他には無いと理解すればいいですか？あれば、具体的にどの様な現象なのか？今後の調査・検討に役立てたいので情報提供をお願いします。<br/>                     ・以下、情報提供があったもの<br/>                     水温の上昇、湖底直上水の溶存酸素濃度の低下、硫黄酸化細菌の出現、沿岸部動物の深底部進入、将来無酸素状態になると、植物プランクトンの大増殖、底層水の溶存酸素量の減少、これは湖面の有機物が増えた、湖面の汚染が原因、窒素量の増加、これは我々の生活が原因</p>  |
| (14) | 2  | 2-2 | (2) | 9  | ・南郷洗堰の改修に伴い操作規則が制定、湖岸近くまでの土地利用 |    | 4-1  |      |     | P. 6-(5)<br>・洪水の自然調節<br>P. 15-(27)<br>・制御し拘束する人工的空間<br>P. 27-(52)<br>・壊滅的被害の回避  | <p>(14) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br/>                     ・洗堰について<br/>                     明治38年に作られた洗堰の名称は「南郷洗堰」です。<br/>                     現在機能している洗堰の名称は「瀬田川洗堰」です。<br/>                     ・長期的な湖水位の低下について<br/>                     明治以前から、琵琶湖周辺に住む人々は、浸水の被害に苦しめられたため、瀬田川の川浚えを行おうとしましたが、十分ではありませんでした。<br/>                     明治以降から、具体的には下記の事業を行うことにより、瀬田川の河道容量は毎秒50m3から700m3に増え、水位は低下しました。<br/>                     淀川改良工事 淀川河水統制第1期事業 淀川水系改修基本計画事業 琵琶湖総合開発事業<br/>                     (第1回琵琶湖部会資料を参照)<br/>                     ここで、「長期的に湖水位の低下傾向が続いている」と認識されているのは、以降、現在までと、いう理解でよろしいか？教えてください。<br/>                     ・土地利用について<br/>                     「湖岸近くまで土地利用が進んだ」とは、どのように土地利用が進んだ事を指摘されていますか？時代も併せて教えてください。例えば、戦後(食糧増産の時代)に、湖面を埋立した。琵琶湖開発事業による湖岸堤が出来たことにより、湖岸堤の近くまで土地利用が進んだ。その他</p> |
| (15) | 2  | 2-2 | (2) | 9  | ・川と街・堤内地、湖と陸との連続性の遮断           |    | 4-4  |      |     | P. 6-(6)<br>・湖と陸との移行帯<br>P. 12-(20)<br>・堤頭上<br>P. 30-(62)<br>・湖と陸との移行帯  | <p>(15) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br/>                     ・親水面で、川と街・堤内地、湖と陸との連続性を遮断しているのは、具体的に何ですか？教えてください。</p>  |
| (16) | 2  | 2-2 | (3) | 11 | ・農業用水の利用量の削減                   |    | 4-5  |      |     | 水質<br>P. 26-(48)<br>・汚濁物質の流入が排除されている川<br>P. 31-(66)<br>・川に排出される総負荷量の規制<br>P. 31-(67)<br>・川や湖の浄化能力の低下<br>P. 32-(68)<br>・琵琶湖・ダム湖における水質悪化の解明およびその監視・対策<br>P. 32-(69)<br>・汚濁負荷に関する河川管理の仕組みの策定 | <p>(16) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br/>                     ・琵琶湖及び流入河川の水質を指摘されていると、理解しています。<br/>                     ・「農業用水の利用量の削減」と「琵琶湖の水質改善」の関係について、部会のもっておられる情報を提供してください。<br/>                     ・ここでは、農業用水に関する指摘と、理解していますが、生活用水について情報をお持ちでしたら教えてください。</p>  |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード                  | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)  | 内<br>容  |
|----------|----|-----|-----|----|------------------------|----|----------|----------|-----|---|---|
|          | 大  | 中   | 小   |    |                        |    |          |          |     |   |   |
| (16)     | 2  | 2-2 | (3) | 11 | ・農業用水の利用量の削減           |    | 4-3      |          |     | 利用<br>P. 15-(28)<br>・水は有限な共有財産<br>P. 16-(31)<br>・利用できる水は有限<br>P. 17-(32)<br>・新しい水需要のシステムの構築<br>P. 24-(41)<br>・適切な取水量の検討<br>P. 24-(42)<br>・水の賦存量の把握                                    | (16) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・琵琶湖及び流入河川の水質を指摘されていると、理解しています。<br>・「農業用水の利用量の削減」と「琵琶湖の水質改善」の関係について、部会のもっておられる情報を提供してください。<br>・ここでは、農業用水に関する指摘と、理解していますが、生活用水について情報をお持ちでしたら教えてください。  |
| (17)     | 2  | 2-2 | (3) | 11 | ・水源涵養機能の劣化             |    | 4-3      |          |     | P. 26-(51)<br>・総合的な水源確保の施策  | (17) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ここで指摘されている開発行為と、「水源涵養機能の劣化」は、どの様に関係しているのでしょうか? どのような事実、データに基づく見解なのでしょうか? 部会でもっておられる情報を提供してください。   |
| (18)     | 2  | 2-2 | (4) | 11 | ・無秩序な利用                |    | 4-4      |          |     | P. 30-(64)<br>・湖岸でしか出来ないことをする空間   | (18) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「無秩序な利用」とは、どのようなことをイメージされていますか? 教えてください。<br>今までのゾーニングは、高水敷の規模、自然生態、土地利用、交通網、公園緑地分布などを十分に検討して、自然地区や、施設広場地区、景観保全地区などの地区区分計画を定め、行っています。<br>・一度設定されたゾーニングが、安易に目的や区域の変更があったという認識が部会としてあり、これを「無秩序な利用」と指摘しているのでしょうか?               |
| (19)     | 2  | 2-2 | (4) | 12 | ・湖底の砂利採取による悪影響         |    | 4-4      |          |     |   | (19) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・指摘されている「湖棚の幅の減少」が起こっている「場所、減少の度合い、等」について、部会でもっておられる情報を提供してください。<br>・「湖棚の幅の減少」と「固有魚類の棲息・繁殖場所や漁獲」との影響について部会でもっておられる情報を提供してください。   |
| (20)     | 2  | 2-2 | (4) | 12 | ・堤頭上                   |    | 4-4      |          |     | P. 6-(6)<br>・湖と陸との移行帯<br>P. 9-(15)<br>・川と街・堤内、湖と陸との連続性の遮断<br>P. 30-(62)<br>・湖と陸との移行帯  | (20) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「堤頭上」とは、「堤防の上」と理解すればよろしいですか? 教えてください。   |
| (21)     | 2  | 2-2 | (5) | 12 | ・社会的な環境変化に伴っての流入負荷量の低減 |    | 4-5      |          |     | P. 19-(36)<br>・理想的な姿を考える基準点   | (21) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「産業、宅地、人口」の減少に伴って、流入負荷量を大幅に低減させるという理解でよろしいか?<br>・減少を目指す手法については、「人為的操作による方法」か「自然の変化に任せる」のか? どちらのイメージをお持ちでしょうか? 教えてください。  |
| (22)     | 2  | 2-2 | (5) | 13 | ・合意形成のための社会的システム       |    |          | 5章       |     | P. 14-(25)<br>・合意形成のための社会的システム<br>P. 18-(34)<br>・住民自身が考えをまとめるような仕組み<br>P. 28-(58)<br>・ダム、貯水池計画の見直しに関する住民・関係者の直接参画<br>P. 33-(70)<br>・市民が監視・問題提起する仕組みの構築<br>P. 33-(71)<br>・リスクコミュニケーション | (22) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「合意形成のための社会的システム」とは具体的にどのようなイメージなのか? 教えてください。<br>・それは、現段階において「全くない」との指摘ですか?<br>「一応あるが不十分」との指摘ですか?<br>「不十分」であるならば、「何が不十分」と指摘されているのか、具体的な事例があれば、イメージが持てるので教えてください。<br>・また、この流域委員会は、「指摘されてるシステム」と比較すれば、どのような評価になりますか? 教えてください。 |
| (23)     | 2  | 2-2 | (5) | 13 | ・行政の財政のありかた            |    |          |          | その他 |   | (23) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「行政の財政のありかた」とは具体的にどのようなイメージなのか? 教えてください。例えば、目的税をつくるようなイメージなのでしょうか?  |
| (24)     | 2  | 2-2 | (6) | 13 | ・住民自ら関与し責任を負う          |    |          | 5章       |     |   | (24) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・計画策定にあたって、「住民が関与する内容」「関与した事による責任」とは、どのような事をイメージされているのでしょうか? 教えてください。  |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード                      | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)  | 内<br>容  |
|----------|----|-----|-----|----|----------------------------|----|----------|----------|-----|---|---|
|          | 大  | 中   | 小   |    |                            |    |          |          |     |   |   |
| (25)     | 2  | 2-2 | (6) | 14 | ・合意形成のための社会的システム           |    |          | 5章       |     | P. 13-(22)<br>・合理形成のための社会的システム<br>P. 18-(34)<br>・住民自身が考えをまとめるような仕組み<br>P. 28-(58)<br>・ダム、貯水池計画の見直しに関する住民・関係者の直接参画<br>P. 33-(70)<br>・市民が監視・問題提起する仕組みの構築<br>P. 33-(71)<br>・リスクコミュニケーション | (25) 質問の内容は(22)と同じ  |
| (26)     | 3  | 3-1 | -   | 15 | ・川や湖の本来の姿                  | 前提 |          |          |     |   | (26) 確認:文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「川や湖の本来の姿」というものに対して共通の認識が必要ではないでしょうか?<br>・「河川管理者」同士で議論しましたが、色々なイメージがありました。<br>・「川や湖の本来の姿」について、部会委員の間で共通認識されているものを情報提供していただければ大変ありがたいです。  |
| (27)     | 3  | 3-1 | (1) | 15 | ・制御し拘束する人工的空間              |    |          | 4-1      |     | P. 6-(5)<br>・洪水の自然調節<br>P. 9-(14)<br>・南郷洗堰の改修に伴い、操作規則が制定、湖岸近くまでの土地利用<br>P. 27-(52)<br>・壊滅的被害の回避   | (27) 確認:文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ご存じのように琵琶湖の水位が上昇すると(流入量が流出量を超える=自然の変化)、琵琶湖の沿岸では浸水(自然の変化)する地域があります。<br>・この事については、「自然の変化を尊重している」と思っていますが、部会における情報があれば、教えてください。   |
| (28)     | 3  | 3-1 | (1) | 15 | ・水は有限な共有財産                 |    |          | 4-3      |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 16-(31)<br>・利用できる水は有限<br>P. 17-(32)<br>・新しい水需要のシステムの構築<br>P. 24-(41)<br>・適切な取水量の検討<br>P. 24-(42)<br>・水の賦存量の把握  | (28) 次ページ[3-1-(2)]の質問(31)と併せて質問します。   |
| (29)     | 3  | 3-1 | (1) | 16 | ・在地文化ともいうべき地域社会のくらし、基準     | 前提 |          |          |     | P. 26-(50)<br>・かばた(川端)文化の復活   | (29) 確認:文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「基準」とは、具体的にどういう事ですか?教えてください。<br>・『「在地文化」とも言うべき地域社会の暮らしのありよう』を目標とする、という理解でよろしいですか?  |
| (30)     | 3  | 3-1 | (2) | 16 | ・渇水は絶対に避ける<br>・渇水がある程度受容する |    |          | 4-3      |     | P. 5-(4)<br>・新しい暮らしやそれに関する意識を生み出すのを助ける<br>P. 23-(40)<br>・節水行動を導く治水管理<br>P. 27-(54)<br>・地域に根ざした産業の促進   | (30) 確認:文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「渇水は絶対に避ける」ことは、現在の計画の前提にはなっていません。(現在の利水計画は、概ね10年に一度程度の渇水を基準)<br>・「ある程度受容する」とは、これまで以上に、渇水があっても構わないと、理解します。<br>・その場合、ある程度とは、どれぐらいのイメージでしょうか?例えば、年に1回程度の計画とする。<br>1年間で、日間の給水制限は構わない。<br>その他                                       |
| (31)     | 3  | 3-1 | (2) | 16 | ・利用できる水は有限                 |    |          | 4-3      |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 15-(28)<br>・水は有限な共有財産<br>P. 17-(32)<br>・新しい水需要のシステムの構築<br>P. 24-(41)<br>・適切な取水量の検討<br>P. 24-(42)<br>・水の賦存量の把握  | (28・31) 質問:文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「水需要管理」をする(水需要マネジメント)とは、どのようなイメージなのか教えてください。<br>・「水資源を有限」とした場合は、「有限の限界点」をどのように考えたらよいのでしょうか?イメージされている情報があれば教えてください。<br>・現時点の状況は、限界点からしてどの位の状況とお考えですか?情報があれば教えてください。<br>・「淀川流域で供給出来る容量(有限の限界値)」を算出する際の手法について、アドバイスいただければ幸いです。 |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード               | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)   | 内<br>容   |
|----------|----|-----|-----|----|---------------------|----|----------|----------|-----|--|--|
|          | 大  | 中   | 小   |    |                     |    |          |          |     |  |  |
| (32)     | 3  | 3-1 | (2) | 17 | ・新しい水需給のシステムの構築     |    | 4-3      |          |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 15-(28)<br>・水は有限な共有財産<br>P. 16-(31)<br>・利用できる水は有限<br>P. 24-(41)<br>・適切な取水量の検討<br>P. 24-(42)<br>・水の賦存量の把握  | (32) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「水需要管理」(水需要マネジメント)を確立し、「水の配分等」を決めた後、水を供給する際の「管理」のことをイメージすればいいのでしょうか？<br>・具体的にどの様なことをイメージされているか教えてください。  |
| (33)     | 3  | 3-1 | (4) | 17 | ・予防原則               | 前提 |          |          |     |  | (33) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「予防原則」とは、1992年6月3日から14日にかけて、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(TheUnited Nations Conference on Environment andDevelopment)において宣言されたリオ宣言の原則15において、予防原則(precautionary principle)の表現が次のように明文化されていることは承知しています。<br>・「深刻な、あるいは、不可逆的な損害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化防止のための費用効果的な措置を延期するための理由とされるべきではない」   |
| (34)     | 3  | 3-1 | (5) | 18 | ・住民自身が考えをまとめるような仕組み |    |          | 5章       |     | P. 13-(22)<br>・合理形成のための社会的システム<br>P. 14-(25)<br>・合意形成のための社会的システム<br>P. 28-(58)<br>・ダム、貯水池計画の見直しに関する住民・関係者の直接参画<br>P. 33-(70)<br>・市民が監視・問題提起する仕組みの構築<br>P. 33-(71)<br>・リスクコミュニケーション | (34) 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「住民自身が考えをまとめるような仕組み」とは、地域内のコンセンサスを得る仕組みと理解してよろしいですか？<br>・それが、現在は失われていると理解してよろしいですか？   |
| (35)     | 3  | 3-2 | (1) | 19 | ・予定表                | 前提 |          |          |     | P. 7-(8)<br>・多様で強力な生態系機能の存在  | (35) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「予定表」とは、具体的にどの様な事象のことを、イメージされているのでしょうか？ 教えてください。  |
| (36)     | 3  | 3-2 | (1) | 19 | ・理想的な姿を考える基準点       | 前提 |          |          |     | P. 12-(21)<br>・社会的な環境変化に伴ったの流入負荷量の低減   | (36) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「基準点とする」とは、具体的にどの様なことをイメージされているのでしょうか？ 教えてください。<br>下図に示した差を解消させるための施策を見いだして整備計画に位置づけると理解すればいいですか？<br>図は別紙<br>2-2-(5)では<br>・「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」を中心とする社会構造・生活様式を変更すること。<br>・川や湖、水そのものへの意識を回復し、暮らしやそれに関する意識を変化させること。<br>・土地利用の変化を含めた、産業・宅地・人口などの社会的な環境変化に伴って流入負荷量を大幅に低減させることと指摘されています。「社会構造・生活様式・暮らし・土地利用・産業・宅地・人口」等について、社会全体の合意を得て、「1955年 そのものに還元していく」と理解すればよろしいでしょうか？<br>上記以外をイメージされていたら、その情報を、教えてください。 |
| (7)      | 3  | 3-2 | (2) | 20 | ・物質循環               |    |          |          | その他 | P. 6-(7)<br>・物質循環  | (7) [2-1-<生態的特性>]で同じ質問をしています。<br>・健全な物質循環とは、何を指しているのでしょうか？<br>物質循環とは具体的に「窒素やリン」と理解をしています。<br>違うようであれば、具体的に教えてください。   |
| (37)     | 3  | 3-2 | (2) | 21 | ・水管理における受益者負担       |    | 4-1      |          |     |  | (37) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「水管理における、応分の受益者負担」について、例えば、どの様なことが考えられるか？ 具体的なイメージをお持ちであれば教えてください。<br>・ダムの新規開発、下水道建設、水道の高度処理、農水(灌漑施設等)は受益者負担ですが、これ以外にあれば教えてください。  |
| (38)     | 4  | 4-1 | (2) | 22 | ・水位管理の影響の検討         |    | 4-1      |          |     | P. 22-(39)<br>・水位管理の影響の対策<br>P. 25-(45)<br>・適正な土砂移動のある川  | (38) 質問：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・水位管理の影響について検討する範囲に、淀川下流部が入っているとの理解でよろしいでしょうか？ 教えてください。  |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード            | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)  | 内<br>容   |
|----------|----|-----|-----|----|------------------|----|----------|----------|-----|---|--|
|          | 大  | 中   | 小   |    |                  |    |          |          |     |   |  |
| (39)     | 4  | 4-1 | (2) | 22 | ・水位管理の影響の対策      |    | 4-1      |          |     | P. 22-(38)<br>・水位管理の影響の検討<br>P. 25-(45)<br>・適正な土砂移動のある川   | (39) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ において、「水位操作」が「川の形状」、「水質・水温」、「土砂量」、に影響あると指摘されていますが、具体的にどの様な事象のことを指しておられるのか? 情報提供をお願いします。  |
| (40)     | 4  | 4-1 | (2) | 23 | ・節水行動を導く水位管理     |    | 4-1      |          |     | P. 5-(4)<br>・新しい暮らしやそれに関する意識を生み出すのを助ける<br>P. 16-(30)<br>・現在の利水計画<br>P. 27-(54)<br>・地域に根ざした産業の促進   | (40) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 「節水行動を導くための水位管理」とは、どのようなイメージなのか教えてください。<br>・ 例えば、下記のようなことですか?<br>「洗堰からの流量を制限」し、「必然的に節水をしなくてはならない状況」を作り出し、そこから意識を変える。<br>ソフト対策: 教育、啓発活動 等                                      |
| (41)     | 4  | 4-2 | (1) | 24 | ・適切な取水量の検討       |    | 4-2      |          |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 15-(28)<br>・水は有限な共有財産<br>P. 16-(31)<br>・利用できる水は有限<br>P. 17-(32)<br>・新しい水需要のシステムの構築<br>P. 24-(42)<br>・水の賦存量の把握  | (41) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 「水需要管理」を行った上で、どのような検討を行ったらいいの、イメージをお持ちでしたら教えていただきたい。  |
| (42)     | 4  | 4-2 | (1) | 24 | ・水の賦存量の把握        |    | 4-2      |          |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 15-(28)<br>・水は有限な共有財産<br>P. 16-(31)<br>・利用できる水は有限<br>P. 17-(32)<br>・新しい水需要のシステムの構築<br>P. 24-(41)<br>・適切な取水量の検討 | (42) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 「水は有限である」の考えと同じでいいでしょうか   |
| (43)     | 4  | 4-2 | (1) | 24 | ・適水温維持の努力        |    | 4-2      |          |     | P. 25-(46)<br>・適温を維持できる川<br>P. 26-(49)<br>・適正な水量・水質・水温  | (43) 次ページ[4-2-(2)]の質問(46)と併せて質問します。  |
| (44)     | 4  | 4-2 | (2) | 25 | ・許容される範囲内で変動のある川 |    | 4-2      |          |     |   | (44) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 「許容される範囲」とは、どのようなイメージを持っておられるか教えてください。<br>・ 「治水・利水・環境」のすべての視点で考えればよろしいか   |
| (45)     | 4  | 4-2 | (2) | 25 | ・適正な土砂移動のある川     |    | 4-2      |          |     | P. 22-(38)<br>・水位管理の影響の検討<br>P. 22-(39)<br>・水位管理の影響の対策  | (45) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 「許容される」、「適正」の共通認識を持ちたいので、部会での、「考え方」の情報を教えてください。   |
| (46)     | 4  | 4-2 | (2) | 25 | ・適温を維持できる川       |    | 4-2      |          |     | P. 24-(43)<br>・適水温維持の努力<br>P. 26-(49)<br>・適正な水量・水質・水温   | (46) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 「適水温維持の努力」、「棲息適温を維持」について、瀬や淵の創出によって維持する と、理解すればよろしいか?<br>・ 「維持」できた場合は良いのですが、それで維持できなかった場合は、人為的に調節して(水中にヒーターを入れるなど)、生態系を維持する水温にすればいいのでしょうか?<br>・ 他にイメージされていることがあれば、情報を教えてください。 |
| (47)     | 4  | 4-2 | (2) | 25 | ・琵琶湖へ自然に注ぐ河口部    |    | 4-2      |          |     |   | (47) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・ 琵琶湖へ自然に流入する河川形状とは、具体的にどのようなものか。もう少し説明してもらいたい。<br>・ また、それが何故、好ましいのか。さらに、現状における不都合な点について、教えていただければ幸いです。   |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード                        | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)   | 内 容  |  |
|----------|----|-----|-----|----|------------------------------|----|----------|----------|-----|--|--|--|
|          | 大  | 中   | 小   |    |                              |    |          |          |     |  |  |  |
| (48)     | 4  | 4-2 | (2) | 26 | ・汚濁物質の流入が排除されている川            |    | 4-2      |          |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 31-(66)<br>・川に排出される総負荷量の規制<br>P. 31-(67)<br>・川や湖の浄化能力の低下<br>P. 32-(68)<br>・琵琶湖・ダム湖における水質悪化の解明およびその監視・対策<br>P. 32-(69)<br>・汚濁負荷に関する河川管理の仕組みの策定 | (48) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・汚濁物質とは何をイメージしているのでしょうか?<br>・また、汚濁物質が排除されている川の具体的なイメージとは、どのようなものなのか? 教えてください  |  |
| (49)     | 4  | 4-2 | (2) | 26 | ・適正な水量・水質・水温                 |    | 4-2      |          |     | P. 24-(43)<br>・適水温維持の努力<br>P. 25-(46)<br>・適温を維持できる川  | (49) 前ページ[4-2-(2)]の質問(46)と同様です。  |  |
| (50)     | 4  | 4-2 | (2) | 26 | ・かばた(川端)文化の復活                | 前提 |          |          |     | P. 16-(29)<br>・在地文化ともいべき地域社会の暮らし、基準  | (50) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「かばた(川端)文化のような暮らし」とは、どのようなものなのでしょうか?<br>・例えばどのような事を行えば、復活するのでしょうか? イメージをお持ちでしたら情報を提供してください。  |  |
| (51)     | 4  | 4-2 | (2) | 26 | ・総合的な水源確保の施策                 |    | 4-2      |          |     | P. 11-(17)<br>・水源涵養機能の劣化   | (51) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「良質な水源」とは、「良質な水質を保つための水源」と理解します。<br>・「高品質の水源涵養林」とは、どのようなものなのでしょうか? 良質な水源の確保のための林とはどういったものなのでしょうか? 教えてください。<br>・「良質な農業生態系」とは、どのようなものなのでしょうか? 教えてください。<br>・「高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保」する事が、「ダムの機能」の「代わり」になるとの認識でよろしいでしょうか? |  |
| (52)     | 4  | 4-2 | (3) | 27 | ・壊滅的被害の回避                    |    | 4-2      |          |     | P. 6-(5)<br>・洪水の自然調節<br>P. 9-(14)<br>・南郷洗堰の改修に伴い、操作規則が制定、湖岸近くまでの土地利用<br>P. 15-(27)<br>・制御し拘束する人工的空間  | (52) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・目標が明示されていませんが、委員会と同じ、「いかなる降雨においても」でよろしいでしょうか?<br>・その場合、溢水は状況によらず常に想定されるはずですか?  |  |
| (53)     | 4  | 4-2 | (3) | 27 | ・常識的な項目                      |    | 4-2      |          |     |  | (53) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・委員の方々が共有されている、「常識的な項目」も示していただければ幸いです。  |  |
| (54)     | 4  | 4-2 | (3) | 27 | ・地域に根ざした産業の促進                |    | 4-2      |          |     | P. 5-(4)<br>・新しい暮らしやそれに関する意識を生み出すのを助ける<br>P. 16-(30)<br>・現在の利水計画<br>P. 23-(40)   | (54) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「治水」と「地域に根ざした産業の促進」がどのような関わりをするのか、具体的な事象例があれば、イメージが持てますので教えてください。  |  |
| (55)     | 4  | 4-3 | (1) | 28 | ・水需要予測                       |    | 4-3      |          |     | P. 28-(57)<br>・ダム・貯水池計画における需要予測の根拠の見直し   | (55) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・淀川水系水資源開発基本計画(フルプラン)では、水需要予測の全面変更を3回行っているが、「その後の社会・経済情勢の変化を反映していない」とはということでしょうか? 教えてください。  |  |
| (56)     | 4  | 4-3 | (1) | 28 | ・水資源に関する社会的認識                |    | 4-3      |          |     |  | (56) 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・社会的認識が増大してきている根拠は何でしょうか? アンケート調査等によるものでしょうか? 情報があれば提供してください。   |  |
| (57)     | 4  | 4-3 | (1) | 28 | ・ダム・貯水池計画における需要予測の根拠の見直し     |    | 4-3      |          |     | P. 28-(55)<br>・水需要予測   | (57) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「水は有限である」という考えに転換を行っても、需要予測に基づいて計画立案すべきと認識されているのでしょうか?<br>・「水需要管理」と「水需要予測」は相容れない考え方だと認識しています。<br>・矛盾を感じるのですが、何か意図されていることがあるのでしょうか?   |  |
| (58)     | 4  | 4-3 | (1) | 28 | ・ダム・貯水池計画の見直しに関する住民・関係者の直接参画 |    | 4-3      |          |     | P. 13-(22)<br>・合理形成のための社会的システム<br>P. 14-(25)<br>・合意形成のための社会的システム<br>P. 18-(34)<br>・住民自身が考えをまとめるような仕組み<br>P. 33-(70)<br>・市民が監視・問題提起する仕組みの構築<br>P. 33-(71)<br>・リスクコミュニケーション      | (58) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・計画策定あるいは見直しにおける「直接的参画」の具体的な方策のイメージはどのようなものか? 情報をお持ちでしたら、教えてください  |  |

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No | 分類 |     |     | 頁  | キーワード                               | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む)   | 内 容  |  |
|----------|----|-----|-----|----|-------------------------------------|----|----------|----------|-----|--|--|--|
|          | 大  | 中   | 小   |    |                                     |    |          |          |     |  |  |  |
| (59)     | 4  | 4-3 | (2) | 29 | ・ダム・貯水池が琵琶湖に及ぼす影響                   |    | 4-3      |          |     |  | (59) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「影響が重なって」とは、たとえばどのような事象を指しているのか? 教えてください。  |  |
| (60)     | 4  | 4-3 | (2) | 29 | ・河状                                 |    | 4-3      |          |     |  | (60) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「河状」とは、川の形だけでなく、川の環境(生態系・形状・底質・水質・水温など)など全てであると理解しています。  |  |
| (61)     | 4  | 4-3 | (3) | 29 | ・北湖底の環境の悪化                          |    | 4-3      |          |     | P. 9-(13)<br>・北湖底の環境に大きな変化   | (61) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・どのダムによる影響の可能性が、情報をお持ちでしたら教えてください。<br>・「北湖底の環境の悪化」についての質問を、「2-2-(1)」質問(13)でしています。   |  |
| (62)     | 4  | 4-4 | (1) | 30 | ・湖と陸との移行帯                           |    | 4-4      |          |     | P. 6-(6)<br>・湖と陸との移行帯<br>P. 9-(15)<br>・川と街・堤内地、湖と陸との連続性の遮断<br>P. 12-(20)<br>・堤頭上   | (62) [2-1 特性]質問(6)と同様。   |  |
| (63)     | 4  | 4-4 | (1) | 30 | ・致命的なまでの破壊                          |    | 4-4      |          |     |  | (63) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「致命的なまでに破壊」とは、どういう状態をイメージされているのか、教えてください。<br>・どんなことを施しても、回復しないと考えればよろしいでしょうか?  |  |
| (64)     | 4  | 4-4 | (2) | 30 | ・湖岸でしか出来ないことをする空間                   |    | 4-4      |          |     | P. 11-(18)<br>・無秩序な利用  | (64) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・流入河川の河岸(高水敷)についても、同様に考えるべきと、部会としては認識されていると理解してよろしいでしょうか?<br>・新たな湖岸、河岸利用について、部会としての考え方がまとまっていれば、情報を提供していただきたい。<br>・例えば、新規は全て認めない、しばらく状況を見て「沿岸以外でも可能な利用であれば止めてもらう」 |  |
| (65)     | 4  | 4-4 | (2) | 31 | ・外来種の駆逐                             |    | 4-4      |          |     |  | (65) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・外来種(ブラックバス、ブルーギル等)の駆逐方法について、情報をお持ちでしたら教えてください。   |  |
| (66)     | 4  | 4-5 | -   | 31 | ・川に排出される総負荷量の規制                     |    | 4-5      |          |     | P. 11-(16)<br>・農業用水の利用量の削減<br>P. 26-(48)<br>・汚濁物質の流入が排除されている川  | (66) 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「水質基準達成から総量負荷規制」への転換に応じた対策としての提案されていますが、本趣旨はこれまでの監視・モニタリング、排水規制、排水処理の強化すべきと理解してよろしいですか。  |  |
| (67)     | 4  | 4-5 | (1) | 31 | ・川や湖の自浄能力の低下                        |    | 4-5      |          |     | 同上   | (67) 次ページ[4-5-(2)]の質問(69)と併せて質問します。  |  |
| (68)     | 4  | 4-5 | (1) | 32 | ・琵琶湖・ダム湖における水質悪化の解明及びその監視・対策        |    | 4-5      |          |     | 同上   | (68) 質問:<br>琵琶湖の水質でよく議論されるキーワード「富栄養化」に言及されていないように思えますが、どういう意識で使用されていないのでしょうか。教えてください。  |  |
| (69)     | 4  | 4-5 | (2) | 32 | ・汚濁負荷に関する河川管理の仕組みの策定                |    | 4-5      |          |     | 同上   | (67・69) 質問: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・例えば、どの様なことが考えられるか、具体的なイメージをお持ちであれば示していただきたい。<br>・流域内の人口についても、働きかけや、規制を求めることが必要と考えておられるのでしょうか?   |  |
| (70)     | 4  | 4-5 | (3) | 33 | ・市民が監視・問題提起する仕組みの構築<br>「琵琶湖適正利用懇談会」 |    | 4-5      |          |     | P. 13-(22)<br>・合理形成のための社会的システム<br>P. 14-(25)<br>・合意形成のための社会的システム<br>P. 18-(34)<br>・住民自身が考えをまとめるような仕組み<br>P. 28-(58)<br>・ダム、貯水池計画の見直しに関する住民・関係者の直接参画<br>P. 33-(71)<br>・リスクコミュニケーション       | (70) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「琵琶湖適正利用懇談会」が設立され対応が図られつつあることについては、適切なものと判断されているのか。<br>・どの様に認識されているのか、情報をお持ちでしたら頂きたい。  |  |
| (71)     | 4  | 4-5 | (3) | 33 | ・リスクコミュニケーション                       | 前提 |          |          |     | P. 13-(22)<br>・合理形成のための社会的システム<br>P. 14-(25)<br>・合意形成のための社会的システム<br>P. 18-(34)<br>・住民自身が考えをまとめるような仕組み<br>P. 28-(58)<br>・ダム、貯水池計画の見直しに関する住民・関係者の直接参画<br>P. 33-(70)<br>・市民が監視・問題提起する仕組みの構築 | (71) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・「リスク: 人間の生命や経済活動にとって望ましくない事態が発生する可能性」を「コミュニケーション: 正確な情報を行政、事業者、国民、NPO等すべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図る」事は必要だと認識しています。この事について、どの様に河川管理に反映すべきか。具体的なイメージをお持ちであれば示していただきたい。    |  |
| (72)     | 5  | (5) | -   | 35 | ・新しい評価手法や指標の開発                      |    |          | 5章       |     |  | (72) 確認: 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・第11回部会にて、個々の機能に対する指標は、例として、提示を受けていますが、それを「総合して評価」する具体的なイメージをお持ちであれば示していただきたい。  |  |



琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表)

| 質問<br>No. | 分類 |     |   | 頁  | キーワード                    | 前提 | 4章<br>関連 | 5章<br>関連 | その他 | 同類の質問(キーワード含む) | 内<br>容  |
|-----------|----|-----|---|----|--------------------------|----|----------|----------|-----|----------------|---|
|           | 大  | 中   | 小 |    |                          |    |          |          |     |                |   |
| (73)      | 5  | (5) | - | 36 | ・社会的・生態的影響を考慮した水位操作規定の検討 |    |          | 5章       |     |                | <sup>(73)</sup> 確認：文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。<br>・一つ目の・と同じ表現ですが、もう少し違いを説明して欲しい。<br>・水面利用についても、「水位操作」が、かなりの重みで関係すると認識すればいいですか。             |
| (74)      | 5  | (6) | - | 36 | ・流域(管理)委員会               |    |          | 5章       |     |                | <sup>(74)</sup> 今後の議論を深めるために質問します。<br>・「流域(管理)委員会」について、具体的なイメージをお持ちであれば示していただきたい。<br>・どういう権限を付与(持たせて)するのか？<br>・例えば、<br>流域の開発を制限できる権限を持たす。<br>等々 |